

第4回徴収分科会 議事要旨

1 開催日時 平成19年9月5日(水) 12:59~14:04

2 場所 永田町合同庁舎第1共用会議室

3 出席者

[委員会] 森主査、本田副主査、小山専門委員、高橋専門委員、新部専門委員

[事務局] 中藤事務局長 森山参事官 他

(議題)

1 徴収分科会の当面の進め方について

2 その他

◎ 冒頭、森主査から、委員による率直かつ自由な意見交換を確保するため、会議は非公開とし、後日、議事要旨を公開する旨の発言があり、各委員から了承を得た。

1 徴収分科会の当面の進め方について、事務局から資料に沿って説明が行われ、質疑及び意見交換が行われた。その主なものは以下のとおり。

○ 弁護士法の特例については、公権力の行使に関わらない部分は民間に行わせなさいという本年3月の通達を受けても、なお自治体が望んでいることなのか。
→ (事務局) 民間事業者の中には、地方公共団体から受託をしても、現行法制度の下では成果が上がりやすいような形で事業ができないといったような声もある。そういったところのニーズを顕在化させて今の弁護士法72条の特例がないとどう困るのかという部分を明らかにしていきたい。

○ サービサーによる公金徴収は法務省の監督下にあるから、諸々の制約があるのであって、弁護士法の特例の問題とは別の問題なのではないか。
→ (事務局) 公金納付の呼びかけ行為であっても、継続して何度も行う。それを業として行うということになると、弁護士法に抵触する可能性があるかと法務省は解釈している。

○ 国有財産貸付料について、徴収債権として各省庁が持っているのか。
→ (事務局) 各省庁が債権を所有しているが、国有財産物件貸付料のうち、ほと

んどが財務省である。公表資料では 30 億ぐらい額があって、そのうち 29 億は財務省が持っている。

- 債権はきちんと処理するということが国が見本を示した方がいい。

 - 国有財産の貸倒れはどれくらいあるのか。
→（事務局）公表資料からは、全体で額は大体 30 億で、そのうち不能欠損額が 0.5 億円ほど。

 - 寝ていたお金を起こすだけでもえらく違う。集めると大きな金額になる。これを有効活用しようとするときに、弁護士法など法律をたてにされるともうそこで議論がとまってしまう。この点はおかしいなと思う。

 - 地方税の通達も、都道府県レベルの方はさすがに周知されているが、研修に参加する市町村の方の中には知らない人も多い。
- 2 当徴収分科会の当面の進め方について（案）を決議し、当面、議題の項目について関係府省や民間事業者のヒアリング等を実施していく旨採択した。
- 3 事務局から、保育料関係の厚生労働省通知について説明が行われた。

以上